

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所ウラン廃棄物処理施設廃水処理室の使用前確認に係る面談

2. 日時：令和5年4月18日（火） 10時00分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、

宮本検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター

廃止措置技術部 環境保全課 マネージャー 他3名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和2年2月26日付け原規規発第2002263号をもって変更許可したウラン廃棄物処理施設（使用施設）の廃水処理室の設備を解体撤去する予定について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・施設・設備の老朽化が進んでいることから廃水処理室を廃止することとした。廃止するに当たり、廃水処理室の設備を解体撤去後、管理区域を解除する予定である。
- ・廃水処理室の設備を全て撤去すること、施設内の汚染も除去することから、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の6第5号の保安上支障のない変更該当し、使用前確認は要しないと考えている。
- ・使用前検査の検査項目は以下を考えている。
 - － 設備の撤去が完了していることの検査
 - － 撤去作業後の汚染検査が完了していることの検査
 - － 管理区域の解除が完了していることの検査
 - － 品質マネジメントシステムに関する検査

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

- ・使用者が使用前確認を要しないと判断していることについて、承知した。

- ・使用前検査の実施状況については、今後、原子力規制検査において監視を行っていくこととする。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料

- ・使用施設の解体撤去する設備・機器等に係る使用前検査及び使用前確認について

以上